

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第15号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「基準上限額の範囲内（ただし、医師の診断があり、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。）で」を削り、同項第2号中「住宅改修費助成事業」を「居宅生活動作補助用具給付事業」に、「定める」を「規定する」に、「。）の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」を「ものとし、設置等に伴う改修工事（以下「住宅改修」に、「200,000円を上限額として」を「含む。）を」に改め、同条第2項中「別表第1のとおり」を「別表第1のとおりとし、同項第2号の用具の基準上限額は200,000円」に改める。

第3条第1項中「掲げるもの」を「定めるもの」に改め、同項第2号中「住宅改修費助成事業」を「居宅生活動作補助用具給付事業」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「住宅改修費」を「居宅生活動作補助用具給付事業」に改める。

第5条中「用具給付事業」の次に「の対象となる用具（以下「用具」という。）の給付」を加える。

第6条中「用具給付事業の提供」を「給付」に改める。

第7条の見出しを「（給付決定等）」に改め、同条第1項及び第2項中「用具給付事業の提供」を「給付」に改める。

第8条中「用具給付事業の提供」を「給付」に、「用具給付事業を」を「用具の給付を」に改める。

第9条第1項中「用具給付事業」を「給付」に改め、「費用」の次に「（以下「対象経費」という。）」を加え、同条第2項中「当該用具給付事業に要する費用の100分の10に相当する額」を「対象経費が基準上限額以下の場合にあっては対象経費の100分の10に相当する額とし、基準上限額を超える場合にあっては基準上限額の100分の10に相当する額に対象経費から基準上限額を控除した額を加算した額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、用具を利用する者が障がい児の場合の自己負担額は、対象経費が基準上限額以下の場合にあっては対象経費の100分の5に相当する額とし、基準上限額を超える

場合にあつては基準上限額の100分の5に相当する額に対象経費から基準上限額を控除した額を加算した額とする。

第9条第4項中「は、自己負担額は免除する」を「の自己負担額は、対象経費が基準上限額以下の場合にあつては零とし、基準上限額を超える場合にあつては対象経費から基準上限額を控除した額とする」に改める。

第10条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条中「用具給付事業に係る」を「当該給付に係る」に改め、「第7条第2項の」を削り、「用具給付事業に要した費用から前条」を「対象経費から前条第1項」に改める。

第11条第1項中「次に掲げる」を「その給付を受ける際に給付決定障がい者等が業者に対しその費用を全額支払った上で、給付券及び当該支払った費用の額を証する書類を添えて、当該額から自己負担額を控除した額の支払を市長に請求する」に改め、同項各号を削る。

第12条中「用具給付事業により」及び「当該」を削る。

第13条第1項中「（以下「照会」という。）」を削り、同条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に、「決定」を「給付決定」に改める。

第14条中「用具給付事業を」を「用具の給付を」に、「前条」を「第12条」に、「反した」を「違反した」に、「用具給付事業に要した費用」を「対象経費」に改める。

第15条第1項中「日常生活用具給付事業」の次に「による給付」を加え、同項ただし書中「及び別表第1に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の価格と前回の給付額との合計が基準上限額に満たない場合」を削り、同条第2項中「住宅改修費助成事業」を「居宅生活動作補助用具給付事業」に改める。

別表第1品目の欄中「盲人用体温計」を「視覚障がい者用体温計」に、「盲人用体重計」を「視覚障がい者用体重計」に、「盲人用時計」を「視覚障がい者用時計」に改め、同表基準上限額の欄中「12, 160円」を「15, 200円」に改め、同表対象者の欄中「盲人」を「視覚障がい者」に改め、同表情報・意思疎通支援用具、視覚障がい者用拡大読書器の項の次に次のように加える。

暗所視支援眼鏡	395,000円	視覚障がい者又は難病患者等であつて、夜盲又は視野狭窄 ^ま があり医師が必要と認めたもの	8年
---------	----------	--	----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。